# 事務手続きの流れ

申請から補助金支給までの手続きは、基本的に申請者(正規雇用者)と市雇用対策協議会(商工観光課内)とのやりとりになります。

■手続きの流れと必要な書類

## 申請者

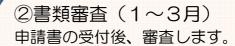
## 豊後高田市雇用対策協議会

### 1書類提出

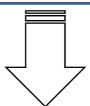
(1~2月末まで)

前年の返済額及び補助金の受給要件が判る書類等を揃え、窓口へ申請。

- ■申請様式 交付申請書兼請求書
- ■添付書類
- 貸与奨学金返済確認票
- ・ 通帳、領収書等の写し (氏名と返済月が判る部分)
- 現住所を証する書類 (公共料金請求書等の写し)
- ・前年の給与収入が分かる書類 (勤務していた場合は源泉徴収 票の写し、未就労の場合はその 事実確認が出来る書類の写し)
- 健康保険証の写し
- 前回の交付決定通知書の写し



書類の不備や確認事項がある場合は 随時連絡致します。不通の場合は補 助金の交付が出来ない場合があるの でご注意ください。



③通知書の送付(2~3月) 書類審査が終わり次第「交付決定 通知書」を郵送にて送付します。

- ■通知内容
- 交付の可否
- 補助金額
- ・補助金の振込時期
- その他連絡



### 4通知書の受理

交付決定通知書の内容を確認し、 不明な点がある場合は、市役所へ 問合せください。

交付決定通知書は、次回の申請 <u>手続きの際に必要</u>となりますので 保管ください。

⑥振込みの確認



⑤補助金の振込(2~3月) 申請書兼請求書記載の口座へ振込み

支払名義: 豊後高田市雇用対策協議会

■申請書の提出及び問合せ先

提出方法は、窓口持参又は下記まで郵送のいずれか。

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3

豊後高田市雇用対策協議会事務局(商工観光課内) 宛て

TEL:0978-22-3100 FAX:0978-22-0955